

小平市立上宿小学校クラス委員会 会則

第1章 総則

第1条（名称） 本会を小平市立上宿小学校クラス委員会と称し、この団体を次の所在地に置く。

小平市小川町1丁目327小平市立上宿小学校内

第2条（目的） 本会の活動は、学校・家庭が互いに連携・協力し、児童がより良い学校生活を送れるようにするためのものとする。

第3条（活動） 本会は第2条（目的）を達成するため、次の活動を行う。

1. 学校と家庭の支援に関すること
2. 児童及び会員の弔慰に関すること
3. 児童の安全確保に関すること
4. 会員同士の親睦に関すること
5. その他 本会の目的遂行のために必要と認めること

第4条（基本活動方針） 本会の活動にあたっては特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的としない。

第5条（会員） 本会の会員は、保護者および教職員とする。
保護者会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第2章 役員・委員

第6条（運営部）

1. 本会は次の役員及び補佐を置く 役員は新年度第1回保護者会にて承認により就任する。

委員長 1名

副委員長 3名（うち1名 副校長）

補佐 3名（任期1年目の役員から）

2. 本会は前号の役員及び補佐を構成委員として運営部を設置する。

3. 任期の長さに関係なく役員は、任期満了後、保護者会員が本会目的達成のために必要な一人最低一つは担う役割「一人一役制度」において、他の保護者会員に優先して自分が担う役割を選ぶことができる。

第7条（クラス委員） 本会は次の委員を置く

1. 本会は、クラス委員を置くこととし、新年度第1回保護者会にて各学級より2名が就任する。
2. クラス委員及び運営部を構成員として、クラス委員会を設置する。

第8条（兼任禁止） 原則として役員・クラス委員の兼任は認めない。

第9条（任期）

1. 運営部の任期は2年とし、原則として1年目は補佐、2年目は委員長又は副委員長を担う。
2. 運営部は新年度の第1回保護者会全体会にて会員の承認を得て就任し、翌年度の第1回保護者会での次の役員の就任をもって解散する。
3. 原則として委員長・副委員長（副校長以外）は留任できない。

第 10 条 各役員及び委員の任務は次の通りとする。

1. 委員長は本会を代表し、必要に応じてクラス委員会等を招集する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が前号の任務を行えない事情があるときは、これを代行する。
3. 副委員長のうち一人は書記として、議事を記録し、必要に応じて発行物の編集・配布の手配をする。
4. 副委員長のうち一人は会計として、本会の会計事務を行うとともに本会の財産・備品を管理する。
5. 補佐は委員長・副委員長の任務に必要な事務処理を共に担い、任務が滞りなく行われるよう助力する。
6. クラス委員は、クラス委員会会議に出席し、本会の意思決定機関として、本会活動に必要な事項の協議並びに議決及び承認を行う。

第 11 条 (選考委員及び選考委員会)

1. 次年度の役員候補者を選出するために選考委員を置く。
2. 新年度第一回クラス委員会にて選考委員の選出・承認（クラス委員のうち各学年 1 名が兼任）。
3. 選考委員全員を構成委員として選考委員会を設置する。選考委員会には、委員長 1 名を置く。
4. 選考方法については選考委員に一任する。
5. 選考委員は次年度の役員候補者から除外される。
6. 選考委員長は、任期満了後「一人一役制度」において、他の保護者会員に優先して自分が担う役割を選ぶことができる。また、他の選考委員は次年度のみ一人一役決めにおいて優先して役割を選ぶことができる（兄弟を含む）。

第 3 章 会計

第 12 条 本会の経費は本会会員が主催関係行事等で得た収益、及び寄付をもってこれに充て、各会員から会費を徴収することはしない。但し、予備費のみ徴収する。

第 13 条 本会は本会活動での事故による損害（死亡・高度後遺障害の損害については本会活動外のものも含む）及び本会会員が家庭で使用する学習者用端末等の故障による損害をてん補するための保険に加入することとし、本会会員は、世帯ごとに毎年同保険の保険料を本会宛に支払う。

第 14 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 クラス委員会会議

第 15 条

1. クラス委員会会議は運営部・クラス委員をもって構成され、本会の最高議決機関である。ただし、この会議内で会員全体からの承認が必要と認められた場合はこの限りではない。
2. より良い会議のため、学校長・青少対会長・地域教育コーディネーター・放課後子ども教室コーディネーターはオブザーバーとして出席することができる。

第 16 条 クラス委員会会議はクラス委員の過半数の出席がなければ成立しない。
また議決及び承認は出席者の過半数の同意がなければならない。

第 17 条 クラス委員会会議は原則として每学期 1 回開催する。

第 18 条 委員長が必要と認めた場合、またはクラス委員の 3 分の 1 以上の要求があった場合、臨時会議を開催することができる。

第5章 役員選考

第19条 委員長・副委員長予備候補者の選考は次の通りとする。

1. 役員候補者は会員の立候補者とする。
2. 立候補が定員より少ない場合は、運営部経験者・現選考委員を除いた1年生から4年生の全家庭から20名を予備候補者として選出する。
3. 予備候補者が揃ったのち、選考委員会が予備候補者・運営部を招集し、互選会を開催する。
4. 役員選考の際、途中の欠員に備え、あらかじめ補欠も選考する。
5. 候補者が決まり次第、選考委員長は会員へ報告しなくてはならない。
6. 相当の理由により現役員が任務継続を行うことができなくなった場合、時期や状況により運営部よりもとめがあれば、補欠を運営部役員に任命する。

第6章 弔慰

第20条 (弔慰金)

1. 会員及び児童の死亡時には次の弔慰金を払う。ただし、必要に応じてその金額は増減できる。
会員及び児童の死亡時 5千円 (香典として)
2. 前項の弔慰金は、該当者の所属する学級のクラス委員が葬儀等に持参する。ただし、学級担任をしていない教職員の場合は、運営部の者が持参する。

第7章 附則

第21条 本会の会則はクラス委員会会議での承認がなければ変更できない。

第22条 この会則は2019年4月1日より実施する。

この会則第6条3に基づく一人一役優先権は、2019年度以降の運営部に与えるものとする。

第23条 2020年3月より、本改定版(第11条の2、第12条 改正・第11条の6 追加)を施行する。

第24条 2020年10月17日より、本改定版を施行する。

第2章第6条・第9条については、2021年度以降の運営部から施行とする。

第25条 2022年2月26日より、本改定版を施行する。

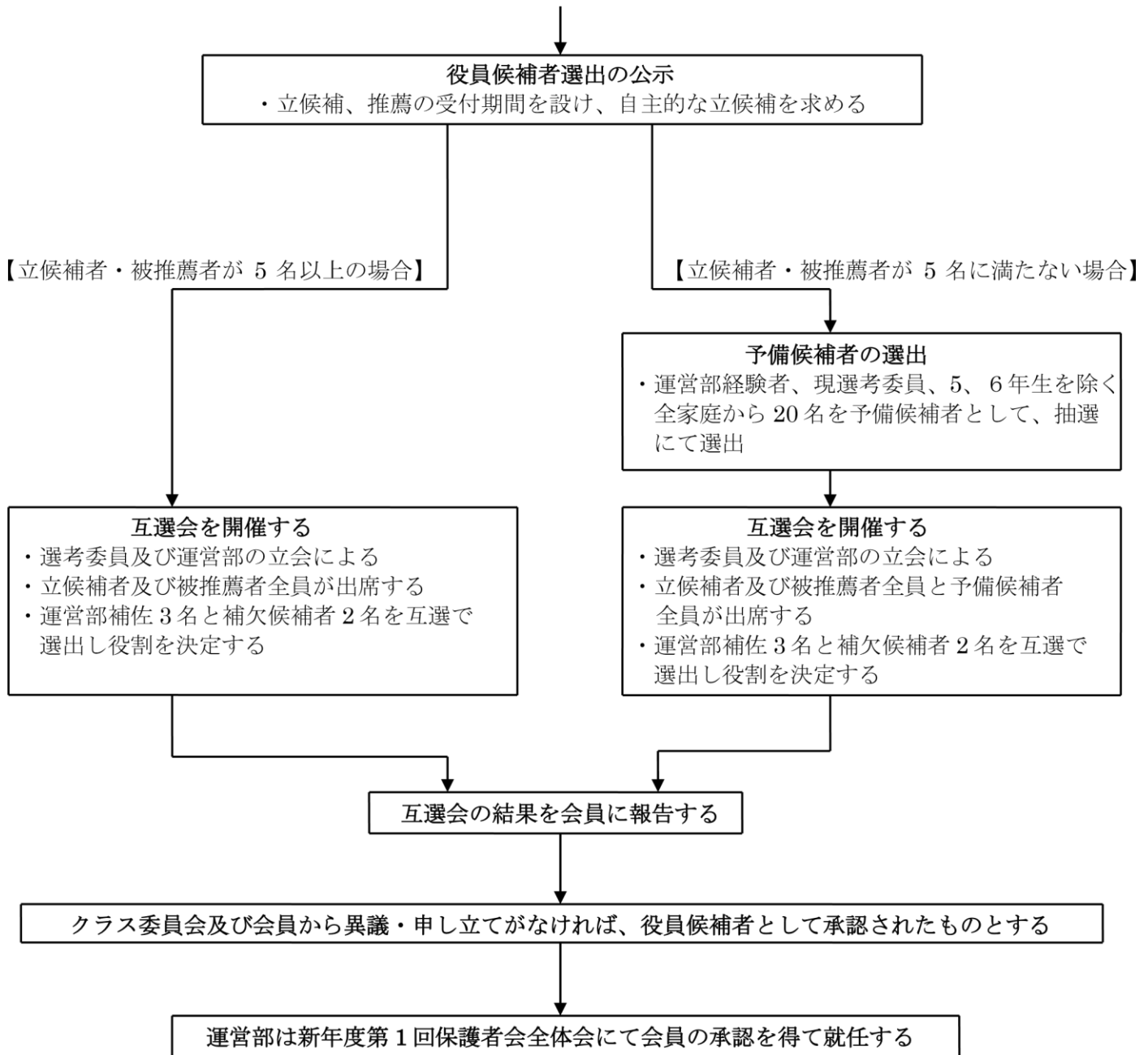
第2章第6条3の変更、第5章第19条6の追加、2022年度以降の運営部から施行とする。

第26条 2023年4月1日より、本改定版を施行する。

第2章第11条6の変更、第3章第13条の変更、2023年度以降の運営部から施行とする

《役員選考の流れ》

第一回クラス委員会定例会にて選考委員会（クラス委員から 6 名）発足



※ 1 年目運営部補佐、2 年目運営部役員

※ プライバシー保護の観点から、予備候補者選出前に候補除外理由の確認を行いません。

※ 任期途中で欠員が生じた場合に備え、補欠候補者も選考いたします。補欠候補者の立候補、推薦は募りません。

補欠候補者は役員、または補佐に繰り上がりになった時点で特典が受けられます。ただし、欠員が出た際に補欠からの補充が必要かどうかはその時期や状況により運営部が判断するものとします。